

授業料等減免制度ご案内

(家計が急変した学生等向け)

○予測できない事由により、家計が急変した学生等の経済的負担を軽減する支援になります。

○減免対象と認定された方が、引き続き家計急変による支援を希望される場合、支援継続に係る手続きを行う必要があります。

※手続きを行わない場合、●月からの支援は停止されます。

この「ご案内」では、家計急変による支援を受けるための要件や必要な手続きの流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は事前に担当者へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

申請期限 ●月●日 (●)

注) ●の箇所については、家計急変の発生状況に応じて変動しますので学務援助課で相談を受けた後にお知らせいたします。

1 認定要件

次の①～③の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

ア 日本国籍を有する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

<新規申請時>

在校している年数等に応じて、次の各条件に該当すること。

ア 普通課程、専門課程、専門デュアルシステム、総合課程への入校者（入校後1年を経過していない者）

次のAからDのいずれかに該当すること

A 高校等の評定平均値が3.5以上であること

B 入校試験の成績が上位2分の1以上であること

C 高校卒業程度認定試験の合格者であること

D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※A～Cのいずれにも該当しない場合に、Dを用いて要件を確認する。

イ 応用課程への入校者（入校後1年を経過していない者）

次のAからBのいずれかに該当すること。ただし、入校前の専門課程・普通課程等で本制度による減免を受けており、「認定取消通知書（様式6）」の通知を受けていないこと。

A 応用課程入校前の専門課程、普通課程等の成績が上位2分の1以上であること

B 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ウ 上記ア及びイ以外の者（入校後1年を経過した者）

次のA又はBのいずれかに該当すること。

A 当校における学業成績について平均成績等が上位2分の1以上であること

B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由によりa)に該当しない場合には、b)に該当することで足りること。

a) 修得単位数が標準単位数以上であること

(「標準単位数」＝修了基準単位数÷修業年限×申請者の在籍年数)

※専門課程・応用課程においては以下のとおりとする。

標準単位数＝(修了基準単位数：125単位)÷修業年限2年×申請者の在籍年数

※学生等の取得単位数を計算する際は、通年(1年間)を通した科目(半期では単位が確定しない科目)については、半期終了において当該科目の単位数の半分を学生等の修得単位と見なすこと。

※対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
ただし、在学中の学業成績等が、下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 修業年限(※)で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ※普通課程は1年、専門課程・専門DS・応用課程は2年、総合課程は4年 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	次の1～2のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 平均成績等が所属科における下位4分の1の範囲に属すること。 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合を除く。 2 授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

<継続申請時>

上表の「廃止」の区分に該当していないこと。

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる、基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税(所得)証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に4分の3を乗じて得た額を用いることとする。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

- i) 父母がいる場合 . . . 父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ii) 父母がいない場合 . . . 父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生本人のみが生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合 . . . 父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

2 減免額

① 減免の対象となる授業料

実習費などとして、「入校料」「授業料」とは別に徴収されているものは含まれません。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度での授

業料等減免と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 減免額

授業料等減免の額は、上記1③の収入に関する基準の区分ごとに下表の額となります。

また、授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、1学年において2回実施されるため、減免額は1回につき、下表の半期分の額となります。

なお、家計急変による授業料の減免においては、3カ月毎に認定を行い、前期及び後期の授業料を確定します。

◇授業料等減免の上限額（年額）

課程	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分 (第Ⅰ区分の2/3)	第Ⅲ区分 (第Ⅰ区分の1/3)
専門課程	390,000円	260,000円	130,000円
応用課程	390,000円	260,000円	130,000円

3 対象者等

1. 対象者

- イ 予測できない事由（下表左欄）により家計が急変し、新たに授業料等減免制度の対象要件を満たすこととなった者
- ロ 現在、授業料等減免制度の第Ⅱ区分、第Ⅲ区分による支援を受けている方で、予測できない事由により更に収入が減少し、支援区分が変更となる者

2. 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類が提出された場合、家計急変に係る申請を行うことができること。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（妙本） ・住民票（原本）（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書（原本） ・雇用主による病気休職に係る証明書（「休職証明書」【様式1別紙3】）（原本）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（※）の場合に限る）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票（写し） ・雇用保険受給資格者証（写し）
事由	証明書類

<p>D：生計維持者が<u>震災、火災、風水害等に被災</u>した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>①上記A～Cのいずれかに該当</p> <p>②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生</p>	<p>・罹災証明書（写し）</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る影響により、家計が急変した場合であって、上記のAからCの事由に該当しない場合は、上記Dの事由とみなして取り扱います。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者を支援対象とする公的支援の受給証明書</p> <p>※上記証明書を提出できない場合、公的支援の証明書を提出できない申告書を提出（減少前1か月分の収入を証明する書類等を併せて提出）</p>

(※) 非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票等において、下表の離職理由コードに該当する場合をさします。

1 A (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1 B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 A (21)	雇止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了又は雇止めとなったために離職したとき）
2 B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2 C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3 A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3 C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月以上）
3 D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12カ月未満）

③留意点

上記事由に該当する場合であっても、通常の授業料等減免制度同様に、認定要件（国籍・在留資格に関する基準、家計急変後の所得状況を踏まえた収入基準、学業成績基準等）を満たさない場合、支援の対象とはなりません。

4 申請手続き

1. 申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

(1) 新たに家計急変による支援を希望する場合

対象者	必要書類
<p style="text-align: center;">全員</p>	<p>① 「授業料減免の対象者の認定に関する申請書」(様式1)及びその別紙1及び2</p> <p>② 市区町村の発行する住民票(発行日が3ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。<u>マイナンバーや本籍地の記載がないもの。</u>)(原本)</p> <p>③ 課税(所得)証明書(市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分)(原本)</p> <p>※居住地の市区町村が発行するもので、<u>市町村民税の所得割額や課税所得額、所得控除額等が確認できるもの</u></p> <p>※<u>家計急変前の課税(所得)証明書のうち家計急変の事由が発生した時点の直近に発行されたもの</u></p> <p>※市町村民税は、令和●年1月1日現在で居住しているところ(原則として住民票の住所)で課税されるため、1月2日以降に他の市区町村に転居した場合は、1月1日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。</p> <p>※生計維持者が令和●年1月1日時点で海外に居住している(いた)場合は、別途相談すること。</p> <p>④ 家計急変の事由に関する証明書類</p> <p>⑤ 予期できない事由が発生した該当者の所得を証明する書類(急変前1か月及び急変後から申請月までに出せる全てのもの)</p> <p>※雇用主が発行した給与明細やその他の所得がある場合はそれを証明する書類が全て必要になります。</p> <p>⑥ 能開大等の授業料等減免に係る学習計画書(様式3)</p>
<p>以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。</p>	
<p style="text-align: center;">外国籍の方</p> <p>(留学生(「留学」の在留資格を持つ方)については本制度対象外)</p>	<p>申請者本人が在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類(在留資格・期限が明記されているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者本人の「在留カード」(写し) ・ 申請者本人の「特別永住者証明書」(写し) ・ その他市区町村の発行する住民票(原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可)等、在留資格・在

	留期限等が明記されているもの ※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。
申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者	・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 ※保護受給期間に、令和●年1月1日を含むことがわかるものを提出すること。
申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合、事前に相談すること	・健康保険証（写し） ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）
高校等卒業時の評定平均値が3.5以上である者	・左欄の事項を証明する高校等が発行した書類（原本） ※卒業時に発行された成績証明書
高校卒業程度認定試験の合格者	・合格証明書（原本）

※必要に応じて追加書類（「学修計画書」等）の提出を求める場合もございます。

(2) **継続して**家計急変による支援を希望する場合

対象者	必要書類
全員	<p>①「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式2）及びその別紙1及び2</p> <p>②市区町村の発行する住民票（発行日が3ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。<u>マイナンバーや本籍地の記載がないもの。</u>）（原本）</p> <p>③課税（所得）証明書（市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、<u>市町村民税の所得割額や課税所得額、所得控除額等が確認できるもの</u> <u>※家計急変前の課税（所得）証明書のうち家計急変の事由が発生した時点の直近に発行されたもの</u> ※市町村民税は、令和●年1月1日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、1月2日以降に他の市区町村に転居した場合は、1月1日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ※生計維持者が令和●年1月1日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途相談すること。</p> <p>④家計急変の事由に関する証明書類 ※急変事由「A死亡」、「C失職」、「D被災」に係る証明書類は提出不要であること</p> <p>⑤予期できない事由が発生した該当者の所得を証明する書類（急変前1か月及び急変後から申請月までに出せる全てのもの）</p>

	※急変事由「A死亡」の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り不要であること
外国籍の方 (留学生(「留学」の在留資格を持つ方)については本制度対象外)	申請者本人が在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類(在留資格・期限が明記されているもの) ・申請者本人の「在留カード」(写し) ・申請者本人の「特別永住者証明書」(写し) ・その他市区町村の発行する住民票(原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可)等、在留資格・在留期限等が明記されているもの ※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。
申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者	・生活保護決定(変更)通知書(写し)等 ※保護受給期間に、令和●年1月1日を含むことがわかるものを提出すること。
申請者本人(学生等)が独立生計の者 ※該当する場合、事前に相談すること	・健康保険証(写し) ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類(父母の源泉徴収票(写し)等)

※必要に応じて追加書類(「学修計画書」等)の提出を求める場合もございます。

2. 確認用書類

前述の申請書類に加えて、申請者は全員「授業料等減免制度要件確認チェックシート」及び「授業料等減免継続申請書類チェックシート」に記入の上、提出してください。

3. 申請時期等

イ 申請時期

家計急変による申請受付は年間通して随時実施しています。

当校が指定する期日(事由発生から3か月以内)までに申請を行います。

また、新入生については、入校前年の1月以降に家計が急変した場合、入校月から2か月以内の申し込みを受け付けます。

ロ 支援開始時期

事由発生後4カ月目以降に支援が開始されます。

(新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変である場合、取扱いが異なりますので学務課(学務援助課、学生課)へご相談ください。)

また、入校前年の1月以降に家計が急変した新入生の申込については、入校日より支援が開始されます。

4. 手続きの基本的な流れ

急変の事由発生時期や申請時期等に応じて異なりますが、手続きの基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、今回支援開始（及び継続）が認められた場合でも、その後も減免を希望する場合は、3か月ごとに改めて「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になる場合があります。

① 申請書の提出（新規）…事由発生後3か月以内まで（新入生については入校月から2か月以内）

申請書や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

② ポリテクカレッジによる審査

③ 審査結果通知…申請書提出から約1か月半程度

④ 継続願の提出…支援期間3カ月目の第1週目まで

授業料減免の継続を希望する場合は、3か月に1回継続願を提出し、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること。また、半年に1回、学業成績等の要件の確認を受ける必要があること。

⑤ 授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（3分の2免除）又は第Ⅲ区分（3分の1免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。初回申請時期に応じて、納付時期が異なるため、別途通知する納付期限を十分に確認すること。

5 注意事項

1. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

（1）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

① 3か月に1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

② 半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなる（専門課程在籍時に「廃止」区分に該当した場合、応用課程へ進学した際も支援の対象とならないこと）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上

せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、減免された入校料及び授業料を納付する必要があること。

- (2) 懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になります。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

2. 休学・退校について

- (1) 休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。
- (2) 正規の手続きにより休学した場合は、復学後、休学期間分は、授業料減免を申請することが可能です。

3. 不正による認定の取り消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

様式 1

年 月 日

福山職業能力開発短期大学校校長 殿

私は、以下 1～6 の内容を理解した上で、授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合や不正を行った場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 所定の期間内に必要な申請書類を提出しても、認定要件を満たさない場合には、減免を受けられないことを承知しています。また、減免を受けられない場合や、満額の減免を受けられなかった場合は、所定の期限までに必要な額を納付する必要があることを承知しています。
- 減免の認定を受けた場合であっても、継続して減免を受けるためには半年に 1 回、所定の期間内に継続申請に関する書類一式を提出する必要があること。提出を怠った場合は減免を受けられないことを承知しています。
- 継続して減免を受けるためには、最初の認定申請時の認定要件（①国籍・在留資格等に関する要件、③家計の経済状況に関する要件）を満たすだけでなく、半年ごとの審査において②学業成績等に関する要件（廃止の区分に該当しないこと）を満たす必要があることを承知しています。
- 廃止の区分に該当した場合は減免を打ち切られること、廃止の区分に該当し、かつ著しく学業成績が不良の場合（災害、疾病等のやむを得ない場合を除いて、修得単位数や出席率が著しく低い場合）や、懲戒処分（退校、停学（3 か月以上又は期限の定めのないもの））を受けた場合は、さかのぼって減免を打ち切られるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 申請に関して、校から申請内容の確認や追加書類の提出等を求められた場合には、これに応じる必要があることを承知しています。

※以下のすべての項目を申請者（学生）本人が記入してください。

申請者 (学生)	フリガナ		入校年月	年 月 入校
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属課程・学科等	学籍番号		
	学年			
	令和 2 年度以降に本制度の支援を受けた能開大等の学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月	
	令和 2 年度以降に本制度の入校料減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 別紙 1 の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、併せて別紙 2 の提出が必要です。
- ロ 令和 2 年度以降に、能開大等における授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の保有個人情報保護方針、利用目的

- 当機構は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護します。□
- 記入された個人情報は、減免の実施に関する事務処理・各種連絡及び業務統計に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

申請者本人及び生計維持者に関する申告

申請者（本人）について

申請者 （本人）	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
		永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
	在留期限	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)	
		(西暦)	年 月
日本に永住する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		
出身校情報			
<p>※応用課程以外の課程の学生は出身高校等の校名を記載してください。</p> <p>※応用課程の学生は応用課程入校前に在籍していた専門課程等の校名を記載してください。</p> <p>※応用課程以外の課程の学生で、高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。</p>			
学校名 (出身学校名)			
卒業年月		年 月	
施設等 在籍状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。		
	はい ・ いいえ		
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ ファミリーホームで養育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親に養育

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)			
		〒 ー			
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	前期申請は前年の、後期申請は本年の1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
	前期申請は前年の、後期申請は本年の1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)			
		〒 ー			
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	前期申請は前年の、後期申請は本年の1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。		はい	・	いいえ
	前期申請は前年の、後期申請は本年の1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。		はい	・	いいえ

資産の申告

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産の合計は2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者(あなた)	生計維持者 1	生計維持者 2
	万円	万円	万円

- ※ 添付する各種証明書類は、マイナンバーや本籍地の記載のないものを提出してください。
- ※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の「住民票」（原本）（発行日が3ヶ月以内のもの）1部及び**前期（4月）申請においては、前々年1月～12月の所得内容の「課税（所得）証明書」（原本）1部**を添付してください。課税（所得）証明書には、市町村民税の所得割額が記載されていることが必要です。市町村の税証明書の窓口申請してください。
- ※ 生計維持者が**前年**1月1日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途、校の担当者に相談してください。
- ※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、受給期間に**前年**1月1日を含む生活保護決定（変更）通知書等（写し）1部を添付してください。
- ※ 申請者が社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）1部を添付してください。
- ※ 申請者（学生）本人が独立生計の者に該当すると思われる場合は、事前に校の担当者に相談してください。独立生計者の場合は、健康保険証（写し）1部及び父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（源泉徴収票（写し）等）1部の添付が必要となります。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※ 能開大等の授業料等減免に係る学修計画書（様式3）に必要事項を記入の上、1部を添付してください。後日、面談により記載内容の確認を行います。

【注意事項】

1. 認定後の授業料減免の継続手続きについて
 - (1) 継続して授業料減免を受けるために、半年に1回（年2回）、所定期間内に「継続願」を提出する必要があります。この手続きを怠ると、授業料減免は停止となります。
 2. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）
 - (1) 授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。
 - ①年1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか、及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。
 - ②半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。
 「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなる（専門課程在籍時に「廃止」に該当した場合、応用課程へ進学した場合でも、支援の対象とならないこと。）
 「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。
 著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、その年度で減免された入校料及び授業料を納付する必要があること。
 - (2) 懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になること。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。
3. 休学・退校について
 - (1) 休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。
 - (2) 正規の手続きにより休学した場合は、復学後、授業料減免を申請することが可能です。
4. 不正による認定の取り消しについて
 学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

家計の急変に係る申告書

※家計の急変の事由が発生したときから3カ月以内に校の担当者に相談してください。
相談の後に家計急変の申請（様式1、様式1別紙1及び本申告書による申請）を行います。

生計維持者1	氏名		続柄		
	家計急変の事由				
	生計維持者1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。				
	<input type="checkbox"/> A：死亡 <input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）				
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年	月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
	<u>災害の内容</u> （該当するものを選んでください） <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<u>申込時点での状況</u> <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明（行方不明） <input type="checkbox"/> 被災により就労困難 (上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください)					
<u>就労困難の理由</u> <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※「B:怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、(別紙3)をあわせて提出してください。

※生計維持者が1名のみである場合は、下表は記入不要です。

生計維持者2	氏名		続柄		
	家計急変の事由				
	生計維持者2の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。				
	<input type="checkbox"/> A：死亡 <input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）				
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年	月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
<u>災害の内容</u> (該当するものを選んでください) <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他 ()					
<u>申込時点での状況</u> <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明（行方不明） <input type="checkbox"/> 被災により就労困難					
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) <u>就労困難の理由</u> <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他 ()					

※「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、（別紙3）をあわせて提出してください。

本人	氏名	
	家計急変の事由	
	本人の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 -----	
	<input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：B～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）	
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)	(西暦) 年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。	
	<u>災害の内容</u> （該当するものを選んでください） <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
<u>申込時点での状況</u> <input type="checkbox"/> 被災により就労困難 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) <u>就労困難の理由</u> <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

【添付書類（証明書類）について】

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。

・雇用主が発行した給与明細書（前回提出後、3か月分）

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての事業所からの給与証明書が必要

・給与明細書（ 年 月分 ～ 年 月分 ）

・その他（ ）

※ 該当者について、「家計急変の事由」ごとに必要な証明書類を提出してください。

（該当する書類ごとに1部を提出）

また、これ以外にも別途書類を求める場合があります。

事由A：死亡

次のいずれか

- ・戸籍謄本（抄本）
- ・住民票（原本）（死亡日記載）

事由B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難

- ・医師による診断書（原本）及び
- ・雇用主による病気休職に係る証明書（休職証明書【様式1別紙3】）

事由C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。

次のいずれか

- ・雇用保険被保険者離職票（写し）
- ・雇用保険受給資格者証（写し）

事由D：震災、火災、風水害等に被災

- ・罹災証明書（写し）

休職証明書

〇〇学校長 殿

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
所属(職名)	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※休職中の給与について、有給又は無給どちらかを○で囲ってください。 ※有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規定を添付してください。

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

<証明者(雇用主)>

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】

印

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書

申込者情報	申込者氏名	カナ	
		漢字	
生計維持者情報	家計急変事由が生じた生計維持者の氏名	カナ	
		漢字	
	申込者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
事情欄	<p>右欄に、公的支援の証明書（国・地方公共団体及びこれに準ずるものとして考えられる独立行政法人・特殊法人等が審査の上、給付・貸与・税の猶予を実施しているものの対象者であることを証明するもの）を提出できない事情を記入してください。</p>		

- ※1 公的支援の証明書に代えてこの申告書を提出する場合は、加えて、家計急変の事由が生じた方の減収前の給与等の証明書1か月分を提出することが必要です。
また、上記の書類の他に、別途書類の提出を求める場合があります。
- ※2 公的支援の証明書に代えてこの申告書を提出する場合は、公的支援の証明書を提出する場合と比べて、審査に時間を要することがあります。

授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

〇〇校長 殿

私は以下 1～6 の内容を理解した上で、授業料減免の継続を申請します。

- この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合や不正を行った場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 所定の期間内に必要な申請書類を提出しても、認定要件を満たさない場合には、減免を受けられないことを承知しています。また、減免を受けられない場合や、満額の減免を受けられなかった場合は、所定の期限までに必要な額を納付する必要があることを承知しています。
- 減免の認定を受けた場合であっても、継続して減免を受けるためには半年に 1 回、所定の期間内に継続申請に関する書類一式を提出する必要があること。提出を怠った場合は減免を受けられないことを承知しています。
- 継続して減免を受けるためには、最初の認定申請時の認定要件（①国籍・在留資格等に関する要件、③家計の経済状況に関する要件）を満たすだけでなく、半年ごとの審査において②学業成績等に関する要件（廃止の区分に該当しないこと）を満たす必要があることを承知しています。
- 廃止の区分に該当した場合は減免を打ち切られること、廃止の区分に該当し、かつ著しく学業成績が不良の場合（災害、疾病等のやむを得ない場合を除いて、修得単位数や出席率が著しく低い場合）や、懲戒処分（退校、停学（3 か月以上又は期限の定めのないもの））を受けた場合は、さかのぼって減免を打ち切られるとともに、校に対して減免を受けた金額を支払う必要があることを承知しています。
- 申請に関して、校から申請内容の確認や追加書類の提出等を求められた場合には、これに応じる必要があることを承知しています。

※以下のすべての項目を申請者（学生）本人が記入してください。

申請者 (学生)	フリガナ		入校年月	年 月 日 入校
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属課程・学科等	学籍番号		
	学年			

申請書の作成にあたっての注意事項

別紙 1 の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、併せて別紙 2 の提出が必要です。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の保有個人情報保護方針、利用目的

- 当機構は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護します。□
- 記入された個人情報は、減免の実施に関する事務処理・各種連絡及び業務統計に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

申請者本人及び生計維持者に関する申告

申請者（本人）について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
		(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
	在留資格	永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		期在限留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答)
		(西暦) 年 月	
永住に 意思 する 日本に	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし		

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。
 (生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)		
		〒	—	
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	〇〇年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	〇〇年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)		
		〒	—	
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	〇〇年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	〇〇年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。

はい ・ いいえ

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた） 万円	生計維持者 1 万円	生計維持者 2 万円

※ 添付する各種証明書類は、マイナンバーや本籍地の記載のないものを提出してください。

※ 次の枠囲みに該当する方は、申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の「住民票」（原本）（発行日が3ヶ月以内のもの）1部及び令和〇年度（令和〇年1月～12月の所得内容）の「課税（所得）証明書」（原本）1部を添付してください。課税（所得）証明書には、市町村民税の所得割額が記載されていることが必要です。市町村の税証明書の窓口申請してください。

4月入校の後期分または10月入校の前期分の授業料減免（減免期間10月～翌年3月）の継続願の提出者

6月入校の前期分の授業料減免（減免期間6月～11月）の継続願の提出者

7月入校の前期分の授業料減免（減免期間7月～12月）の継続願の提出者

※ 上記の該当者のうち、申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、受給期間に令和〇年1月1日を含む生活保護決定（変更）通知書等（写し）1部を添付してください。

※ 上記の該当者のうち、申請者（学生）本人が独立生計の者に該当すると思われる場合は、事前に校の担当者に相談してください。独立生計者の場合は、健康保険証（写し）1部及び父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（源泉徴収票（写し）等）1部の添付が必要となります。

※ 申請者が社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

【注意事項】

1. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

（1）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

①年1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

②半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなる（専門課程在籍時に「廃止」区分に該当した場合、応用課程へ進学した際も支援の対象とならないこと。）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、減免された入校料及び授業料を納付する必要が生じること。

（2）懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になります。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

2. 休学・退校について

（1）休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。

（2）正規の手続きにより休学した場合は、復学後、休学期間中は、授業料減免を申請することが可能です。

3. 不正による認定の取り消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

家計急変の事由が生じた者に関する現況届

※家計急変の事由が生じた生計維持者・本人について、記入してください。ただし、家計急変の事由が「死亡」の場合であって他に家計急変の事由が生じた者がいない場合は本紙は提出不要です。

家計急変の事由が生じた生計維持者①	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他(
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (20 年 月)	
				<input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (20 年 月)	
			<input type="checkbox"/> その他()		
家計急変の事由が生じた生計維持者②	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他(
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (20 年 月)	
				<input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (20 年 月)	
			<input type="checkbox"/> その他()		
本人	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (20 年 月)	
				<input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (20 年 月)	
				<input type="checkbox"/> その他()	

- ※ 生計維持者に変更(父母の離婚、再婚等)がある場合は、「授業料等減免の生計維持者の変更届(様式9)」をあわせて提出してください。
- ※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。(家計急変の事由が「生計維持者が死亡」の場合は不要)
- ・雇用主が発行した給与明細書(前回提出後、3か月分)
 - ※複数箇所から給与を得ている場合、その全ての事業所からの給与証明書が必要

・給与明細書 (年 月分 ~ 年 月分)

・その他 ()

- ※ 家計急変の事由の証明書類について
該当者について、次の「家計急変の事由」ごとに必要な証明書類を提出してください。
(該当する書類ごとに1部を提出)

事由B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難

- ・医師による診断書(原本) 及び
- ・雇用主による病気休職に係る証明書(休職証明書【様式1別紙3】)

能開大等の授業料等減免に係る学修計画書

【授業料等減免制度を申請される方へ】

授業料等減免制度は、認定基準を満たして減免の認定を受けた方であっても、修得単位数、出席率、学業成績等が一定の基準を満たさない場合は支援が打切りとなり、以後の授業料を全額自己負担することとなります。このため「授業に休まず出席する、真面目に勉強する」といった修学に対する基本的な自覚と覚悟を持つことが必要となります。

この基本的な考え方を理解した上で、以下の各項目を記入してください。後日、面談により記入された内容の確認を行います。

申請者 氏名	フリガナ		
課程・科名・学年	課程	科	年

1. 学修の目的

現在、在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。
次の項目から該当するものに✓を記入してください。（複数回答可）

- 将来、就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くために必要な知識や技能・技術を修得するため。
- 将来、社会人として自立するために必要な基礎的な能力を身に付けるため。
- 進学するため。
- その他

（職員記入欄）※該当するものに✓を記入すること。

- 学修する目的を有していることが感じられる。
- 学修する目的を有していることが感じられない。

2. 学修の計画

上記「学修の目的」を実現するために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。（複数回答可）

- 学修の目的を実現するために、これまで身につけてきた知識や技能・技術がある。
- 学修の目的を実現するために、これから身につけたい知識や技能・技術がある。
- 学修の目的を実現するために、資格取得に挑戦する。
- その他

（職員記入欄）※該当するものに✓を記入すること。

- 学修の目的を実現するために、授業内容を理解して身につけようとする意欲が感じられる。
- 学修の目的を実現するために、授業内容を理解して身につけようとする意欲が感じられない。

3. 学修継続の意思

あなたは、修了まで学び（訓練）を継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

- 修了まで学び（訓練）を継続し、全うしようとする意志がある。
- 修了まで学び（訓練）を継続し、全うしようとする意志はない。

上記3. で「修了まで学び（訓練）を継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学び（訓練）に取り組もうと考えていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。（複数回答可）

- 授業に休まず出席して知識や技能・技術の修得に努める。
- 周囲と連携して課題解決に取り組む。
- その他

（職員記入欄）※該当するものに✓を記入すること。

- 修了しようとする意欲が感じられる。
- 修了しようとする意欲が感じられない。

（職員記入欄）

【確認日】 令和 年 月 日

【確認者】 所属：（ ） 氏名：（ ）

1. から 3. を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- 在学中の学修意欲等があると認められる。
- 在学中の学修意欲等があるとは認められない。

【備考】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の保有個人情報保護方針、利用目的

1. 当機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護します。□
2. 記入された個人情報は、減免の実施に関する事務処理・各種連絡及び業務統計に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

授業料等減免制度要件確認チェックシート(家計急変者用)

本人情報		願い出者 ()	訓練科・学年 (科 ・ 年)														
		申請内容 家計急変															
要件	確認内容	学生 チェック欄	※カレッジ 使用欄	備考													
生計維持者	生計を維持している者が、以下の(1)～(4)のいずれかである。	—	—														
	(1) 父母ともにいる																
	(2) 父母どちらか一方がいる																
	(3) 父母どちらもないが、学資負担する者が他にいる(成年後見人等)																
	(4) 父母どちらもない(独立生計である)																
	(5) その他 ()			(5)に該当する者の例 ・社会的養護を必要とする者または必要としていた者等													
急変事由	家計急変の事由が、以下の(1)～(4)のいずれかである。	—	—														
	(1) 生計維持者の一方(又は両方)が死亡																
	(2) 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上就労が困難			<留意点>													
	(3) 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失職の場合に限る)			※家計急変事由が生じたことにより「収入減少」していることが前提となるため、単なる支出の増加は支援対象ではない。													
	(4) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次の①～②のいずれかに該当 ① 上記(1)～(3)に該当 ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	—	—	※失職については、証明書類において「非自発的失職」である必要があること。非自発的失職についてはご案内に掲載していること。													
	(5) 新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合であって、上記(1)～(3)の事由に該当しない(上記4とみなす)																
国籍	以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者である。 ※留学生については、対象要件から外れていること(「留学」の在留資格者)。	—	—														
	(1) 日本国籍を有する者である。																
	(2) 日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者として本邦に在留する者である。																
	(3) 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者である。																
	(4) 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると能開大等の長が認めた者である。																
学業成績(新規)	(1) 普通課程、専門課程、専門DS、総合課程入校1年以内の者の場合	—	—														
	該当する場合、いずれか一つにチェックをする	(A) 高校等の評定平均値が3.5以上である															
		(B) 入校試験の成績が上位2分の1以上であること	—	—	<留意点> 左記の(A)～(C)に当てはまらないと判断した場合、学修計画書を追加で求めることがあります。												
		(C) 高校卒業程度認定試験の合格者であること															
		上記(A)～(C)のどれにも該当しない場合	—	—													
	(2) 応用課程入校1年以内の者については、応用課程入校前の専門課程、普通課程等で新制度による減免で「取消」を受けていない。																
	いずれか一つにチェックをする	(A) 応用課程入校前の専門課程、普通課程等の平均成績が上位2分の1以上であること	—	—	<留意点> 左記の項目については、カレッジにおいて要件の確認を行います。(A)に当てはまらないと判断した場合、学修計画書を追加で求めることがあります。												
上記(A)に該当しない場合		—	—														
(3) 入校後1年以上を経過した者の場合																	
(A)または(B)のいずれか一つにチェックをする	(A) 在校する能開大等における学業成績について、平均成績等が上位2分の1であること	—	—	<留意点> 左記の項目については、カレッジにおいて要件の確認を行います。(A)に当てはまらないと判断した場合、(B)の(b)の学修計画書を追加で求めることがあります。													
	(B) 次の(a)及び(b)のいずれにも該当すること	—	—														
	(a) 修得単位数が標準単位数以上であること	—	—	専門課程、応用課程の場合 「標準単位数=修了標準単位数(125単位)÷修業年限×在籍年数」													
	(b) 学修計画書の提出を求め、学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。	—	—														
(継続)	学業成績の適格認定により、「廃止」区分の通知を受けていない。																
経済状況	収入に関する基準	家計急変者以外の生計維持者及び学生の所得割額を確認し、下表のいずれにも該当する者であること。 (考え方) 学生等及びその生計維持者のそれぞれについて、課税(所得)証明書の所得割額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかに該当する者である。			<留意点> ※家計急変者以外の所得割額がすでに減免額算定基準額(以下「基準額」)に該当しない場合は支援の対象にならないこと。 ※家計急変者以外の生計維持者及び学生の合算した額が基準額を満たしている場合であっても、家計急変者の審査によって基準額を上回る場合は支援の対象とならないこと。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>100円未満</td> <td>満額免除(上限)</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>100円以上25,600円未満</td> <td>第Ⅰ区分減免額の2/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>25,600円以上51,300円未満</td> <td>第Ⅰ区分減免額の1/3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免額算定基準額	減免額	第Ⅰ区分	100円未満	満額免除(上限)	第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満	第Ⅰ区分減免額の2/3	第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	第Ⅰ区分減免額の1/3	—	—	
		区分	減免額算定基準額	減免額													
第Ⅰ区分	100円未満	満額免除(上限)															
第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満	第Ⅰ区分減免額の2/3															
第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	第Ⅰ区分減免額の1/3															
資産に関する基準	学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当する者である。 【基準額】 ・生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満 ・生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満	—	—														

授業料等減免申請書類チェックシート（家計急変者用）

本人情報	願い出者（ ）	課程（ 課程）
	訓練科（ ）	学年（ 年）
	急変事由（ 死亡 ・ 事故又は病気 ・ 失職 ・ 被災 ・ コロナ減収 ）	
	申請区分（ 新規申請者 ・ 継続申請者 ）	

提出書類						
	必須書類	学生	カレッジ	該当者のみ	学生	カレッジ
		確認欄	記入欄		確認欄	記入欄
新規申請	(1) 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）			<国籍> いずれか1つを提出すること ① 在留カードの写し	—	—
	(2) 申請者本人及び生計維持者に関する申告（様式1別紙1）			② 特別永住者証明書の写し ③ その他「住民票」の原本等、在留資格や期限が明記されている書類		
	(3) 家計の急変に係る申告書（様式1別紙2）			<成績基準> いずれか1つを提出すること	—	—
継続申請	(1) 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式2）			① 評定平均値3.5以上である場合はそれを証明する書類		
	(2) 申請者本人及び生計維持者に関する申告（様式2別紙1）			② 高校卒業程度認定試験合格者はその合格証明書		
	(3) 家計の急変に係る申告書（様式2別紙2）			<収入> 生活保護決定（変更）通知書等の写し		
新規・継続共通	(4) 市区町村の発行する住民票（本人及び生計維持者分） ※マイナンバー及び本籍地の記載がないもの			<社会的養護の確認> 児童養護施設等の在籍又は退所証明書の原本 <独立生計者>いずれも提出すること	—	—
	(5) 課税（所得）証明書（本人及び生計維持者分） ※市区町村の所得割額が確認できるもの ※所得控除額や課税標準額等記載があるもの			① 健康保険証の写し ② 父母の源泉徴収票等の写し		
	(6) 授業料等減免制度要件確認チェックシート					
	(7) 授業料等減免申請書類チェックシート（本書類）					
	(8) 急変事由が発生した者の所得を証明する書類					
	(9) 急変事由証明書（注）					
	(10) 学習計画書 ※ 後日、面談により記入内容の確認を行うこと					
提出書類記入欄 ※カレッジ記入 ()						

※ 必要に応じて追加書類（「学習計画書」等）の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。

（注）急変事由書類については、ご案内●●ページに記載のものとなります。

カレッジ記入欄	受付日	受付番号
	令和 年 月 日	
※ カレッジの担当者は「カレッジ記入欄」への記入後、この様式の写しを申請者に手交すること。		